

第5回やまがた受動喫煙防止宣言実行委員会議事録（要旨）

日時：平成29年5月18日（木）

14：30～16：10

場所：山形県庁1001会議室

1 開会

2 健康福祉部長あいさつ

3 委員紹介

事務局（進行：音山室長補佐）

今回から新しく委員になられた方を紹介する。

山形県保健師長会 副会長の菅原美智子様。

引き続き、高橋委員長議事の進行をお願いする。

3 協議

委員長あいさつ

○高橋委員長

平成27年の2月にやまがた受動喫煙防止宣言が制定され、翌4月に第1回、そして今年の1月に第4回の実行委員会が行われた。そして本日、次の段階として平成29年度として第5回の実行委員会、また、平成30年3月で委員の任期が満了となることから、今回と次の委員会で大筋の結論、評価を出す必要があると考えている

山形県は「やまがた受動喫煙防止宣言」ということで、条例とは異なりあくまでも「宣言」であることから、実行する人が身を持って、責任を持って実行しなければならないものとなる。後ほど、全員からの質問及び意見の時間を設けるので、建設的な意見をお願いしたい。これからの山形県の健康を作るという目的であるので、よろしくをお願いしたい。

○高橋委員長

（1）平成28年度受動喫煙防止対策の実施状況について事務局から説明をお願いしたい。

◆事務局（貝沼健康づくりプロジェクト推進室長）

【資料1-1】【資料1-2】に基づき受動喫煙防止対策の実施状況について説明。

○高橋委員長

質問事項があれば挙手をお願いしたい。いかがか。

今説明のあった資料1-2について、医療機関の未実施は前回の報告の14箇所から、今回10箇所まで減少したとのこと。また、公共性の高い施設のうち、官公庁施設で95.3%が100%になっている。このように官公庁施設でも実施率100%を達成したとのことであり、山形県の受動喫煙防止対策は非常にうまく進んでいるものと評価する。

しかし、課題の一つとして、喫煙室の設置内容がある。喫煙室を設置する場合は決められたルール、基準により設置する必要があるが、必ずしも守られているとはいえない。是非、決められたルールにより喫煙室を設置するよう指導いただきたい。

また、不特定多数の者が利用する施設については、課題もあるものと考えられるので、後ほど、関係団体の立場から御意見を頂戴したい。

○高橋委員長

続いて、平成29年度受動喫煙防止対策の取組みについて、事務局から説明をお願いしたい。

◆事務局（貝沼健康づくりプロジェクト推進室長）

【資料2】に基づき受動喫煙防止対策の実施状況について説明。

○高橋委員長

具体的な取組みについて説明いただいた。それでは、質問事項があれば挙手をお願いしたい。後ほど、皆様からの報告の時間を設けているのでその中でも結構である。いかがか。

○金内氏（山形県市長会）

この委員会について、平成27年度、28年度の3回目、4回目を受けて今回がある。今後の方針の中で、医療機関、そして公共性の高い施設の未実施施設の公表に関して説明があった。

(2)の公共性の高い施設の公表に関しては、前回1月26日の委員会において、市町村役場、分庁舎、議会棟いわゆる行政機関そのものについて、平成28年度末に建物内禁煙未実施の場合は公表するということが了解したものであり、未実施であった3施設が建物内禁煙を実施することとなったことから、実質的に公表はないものとなる。しかし、今回の(2)の公共性の高い施設の公表に関する説明では、敷地内禁煙若しくは建物内禁煙未実施の市町村管理施設についても、直ちに公表する旨の方針となっている。しかも公表する時期については、禁煙週間の5月31日から6月6日ということで、期間がない中での対応となっている。この公表時期に関して、確かに昨年度1年間達成に向けて努力していくということではあったが、この公表時期は性急である。昨年度の市町村役場、分庁舎、議会棟の対応と同様に、猶予期間、指導期間として1年程度の期間を見て、そして、平成29年度末未達成の施設について、公表を検討することによろしいのではないか。

一方、(1)の医療機関の公表の対応については、前回の委員会において、敷地内禁煙未実施の公表に関しては、今後検討していくという内容での整理であったことから、敷地内禁煙未実施の医療機関の公表に関して、今回の委員会で検討されるものと考えていた。今回の資料で一言も触れられていないことから、公表は取り止めたものと推察するがどのような検討結果となったのか。病院に関しては、前回の委員会において、公表することを検討すると約束した経緯があることから、どのようにするか、ここで、今回の委員会で出来ないのでは、次回ということになるが、検討する必要があるのではないか。

○高橋委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくりプロジェクト推進室長）

1月に4回目の委員会が開催され、それを受け3月3日付けで、「受動喫煙防止対策の実施について」各市町村長様、各病院長様に通知しているところである。4回目の議論を超えたかということは確認しなければならないが、本通知において、未実施の病院、市町村については、「実施していない市町村管理施設についても公表することとしておりますので、御承知願います」という旨の案内をしている。経過的に、議論より少し高くなっていると感じられたものだと思うが、これまでの経過を踏まえ、今年度どうするかということで、資料2のⅡの1の提案となる。

(2)の公共性の高い施設の公表に関して、市町村については、健康管理を守る立場にあるということ、また、昨年度からの流れも踏まえ、市町村管理施設については、公表し対策を促すことの考えに立ち(2)に記載の内容を提案したものである。時期については、禁煙週間、本委員会からすぐとなるが、こうした時期に合わせてやりたいと考えたのが提案の中身となる。

一方(1)の医療機関に関しては、行政と医療機関を対比した場合に、医療機関については、民間の病院であること、ある程度対象が絞られてきている状況にあることなど考慮し公表は見送り、保健所の検査などを通じ、個別に実施を促していく活動を地道に続けたいという住み分けとなる。

金内委員からの意見のとおり、これまでの経過を飛び越えていると感じている委員の皆様については、それぞれの報告の中で、御意見をいただきたい。

事務局の取組みの提案の趣旨、内容については、以上となる。

○高橋委員長

事務局から説明があったが、金内氏いかがか。

○金内氏（山形県市長会）

結論から申し上げますと、了承できない。先ほど申し上げたとおり、今年の1月の委員会時には、市町村役場、分庁舎、議会棟の平成28年度末未達成の施設名を公表すること、そして、その対象は3施設有りますということで、市長会も町村会もそれを受けて、それを持ち帰って、該当の市と町村に連絡をした。そして、その3施設が建物内禁煙となったことから、今回は結果的に、公表ならないということ。この公表に関して、今年の1月の委員会時に市町村の管理施設全部について、公表がこんなにも早い時期に行うということは申し合わされていない。市町村は5月末から6月上旬にかけて公表されるということを知らない状況にある。先ほど申し上げたとおり、未実施の市町村管理施設の公表については指導の十分な期間を用意して実施すべきである。

この公表の取り扱いについては、これまでの委員会での検討の蓄積であり、急にこれが望ましいから即行うというのではなく、少しずつ少しずつ行政指導し、保健所、また、我々市長会、町村会もそれぞれの市、町村に連絡をして進めてきているものであるので、再考願いたい。

この受動喫煙防止対策の実施については、各市町村及び管理施設についても、この趣旨に反対している訳でも実施しないと言っている訳でもない。一生懸命進めているが、施設利用者への理解を進めるに時間が必要であるとか、施設整備等で進んでいないなどの状況があるので、御理解を願いたい。

○高橋委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくりプロジェクト推進室長）

意見、経過として、受けたまわらせていただく。委員の皆さんからも御意見等この後頂戴したい。私どもとしても経過を踏まえ、整理していたつもりではあるが、その辺齟齬があるため、再度、改めて検討させていただきたい。

○高橋委員長

他に、この件に関していかがか。

○仁科氏（山形県町村会）

今年度の取り組みの(2)の未実施の市町村管理施設を公表するということが問題となっているが、市町村の管理施設は役場一つではなく、町村では20数箇所、市は30、40数箇所が市町村管理施設になる。この禁煙週間というイベントの時期に県民に広く知っていただきたいということでさまざまなデータを公表するということがいいことだと思う。昨年度は、管理施設の全部を実施している市町村及びその施設名を公表ということで、35市町村のうち、17市町村及び先ほど申し上げたとおり一つの町では20数箇所、市では30、40数箇所の全施設を公表している。また、病院についても、68病院のうち敷地内禁煙を実施している51の病院名を公表しており、結果、公表されていないところは、実施していないということであるので、これまででも相当レベル公表してきている。今年度も未実施の施設の公表ではなく、これまでと同様に実施市町村及びその施設を公表することによってよいのではないかと。

○高橋委員長

今の御意見について、例えば市町村に照会し、公共機関として実施していると回答のあった場合に実施済みと定義づけするのか、あるいはどこまでのものを公表するのか、山形市では、相当の数の施設があるとのこと。事務局としてどんな考え方、取らえ方をして数字の結論を出したのか。

◆事務局（貝沼健康づくりプロジェクト推進室長）

各市町村の管理施設及び対策の実施状況については、市町村から4月時点での実施状況として、施設ごとの実施状況の報告をいただき、その報告内容に基づき取りまとめたものとなる。今後の取り組みということで、さまざま意見を頂戴しているが、デリケートな情報であるので、再度、状況確認、現状確認は必要であると考えている。

例えば、実施時期が5月末になるとか、6月になるとか物理的な状況もあるとか、さまざまな状況があるかと思うが、一番の趣旨としては、状況はあるにせよ、健康を守りたい、そしてその仕事を押し進めるのは、市町村ではないかと考えている。時期については、時期尚早であるとか様々御意見を頂戴したが、まずは取り組んでほしいというのが一番根っこの気持ちであるので、その辺は御理解いただきたい。

なお、先ほど申し上げたとおり、平成29年3月3日の県からの市町村長への通知において、施設については、市町村の施設、一部事務組合の施設について、公共性の高い施設に含まれる旨案内しているが、時期については特に明言していない。このことから、皆様の立場、状況、御意見を踏まえ、検討を加えていきたい。

○高橋委員長

すべての結論を今すぐに出すということではないので、二つの点、未実施の医療機関、市町村管理施設の公表について、御意見を踏まえ、事務局で公表の仕方、評価の仕方を再検討し、次回の委員会までに提示していただきたい。

ここからは、各委員の皆さま方から、質問があれば質問、それから自分の立場でどのような活動を行っているか、それからこれからどのような活動を考えていくのか今の点に関しての御意見を含めてでも結構であるので、お願いしたい。

県薬剤師会さんからお願いしたい。

○相原委員（山形県薬剤師会）

今年度の方針として、これまで実施してきた肺年齢測定器を用いての検査と受動喫煙の恐ろしさというものの普及、また、四師会における禁煙支援活動への参加、その他、個別に各施設、又は老人クラブ、コミュニティセンターなどでの各教室等の中で受動喫煙防止の普及活動を継続して実施していきたいと考えている。しかし、受動喫煙は恐ろしいからやめましょうというところまでの働きかけが徹底していない状況もあることから、そこに結びつけるための工夫を今年度検討し実施したいと考えている。その他、受動喫煙のチラシとかポスターなどを作成していることから、今年度もそれらを活用して、各薬局での普及を会員にお願いしていくこと、また、宣言について、引き続き会員から宣言を出していただけるよう働きかけをしていきたいと考えている。

○高橋委員長

続いて、県遊技業協同組合さんをお願いしたい。

○渡辺氏（山形県遊技業協同組合）

山形県遊技業共同組合は、パチンコ、パチスロの組合である。

私どもの組合員の各施設においては、これまで排煙設備や空気清浄機、これも大型の通常の3倍、4倍もの金額を投入して、設備設置の充実を図ってきた。今後もそのレベルを上げて継続的に対応していく努力を続けたいと考えている。

今後、法律によって一律に喫煙室の設置の義務化となった場合、前回の委員会でも申し上げたとおり、風営法、建築基準法等々の法律によって経済的負担が大きくなり、これにより廃業に追い込まれるといったこともあるのではと危惧している。タバコを吸いながら遊戯したいという人が圧倒的に多いということを踏まえると、遊戯者の楽しみを奪うということにもなりかねない。このことにより遊戯客の減少による経営の大打撃、お客様が遊戯するという自由な意思による選択も結果、縛られるということにもなりかねないのではないかと考えている。

現在、連日のようにマスコミによって受動喫煙問題が報道されているが、経営者やお客様の経済的あるいは精神的な負担を最小限にとどめるということは、目線を受動喫煙防止対策のみならず、きちんと経営者や喫煙者の声を聞いて、それらの方々の権利もあるということも議論をしたうえで、法律に反映する必要があるのではないかと。国の施策として、喫煙者にはタバコを吸える場所の設置と提供、喫煙者自身のタバコの健康被害についても、継続的な説明、指導が必要なのではないかと。喫煙場所として、必要な場所に特例を設ける措置など、喫煙者と禁煙者との共存を図ることが大事であると思っている。

○高橋委員長

続いて、町村会さんをお願いしたい。

○仁科氏（山形県町村会）

県内に22町村あるが、資料の1-2のとおり官公庁施設、いわゆる役場での実施率100%達成ということで、対策が進んできている。また、宣言も全町村行っている状況にあり、これは先ほど話のあったとおり市町村というのは、健康施策を進めるという役割を担っており、健康担当課の努力の結果であると思っている。

しかし、先ほど申し上げたとおり市町村管理施設について、町村では20数箇所あり、昨年度、県において禁煙週間に合わせて発表したデータで見ると、35市町村のうち、決められたレベルの対策を対象施設すべて実施している市町村は17市町村、町村では、22あるうち10町村という結果となっている。その施設、職場毎の努力なしでは決められたレベルの実施は厳しい状況にあるが、官公庁施設での実施率100%達成など、少しずつ目標に向かって進んでいる状況にある。

○高橋委員長

続いて、やまがた女将会さんをお願いしたい。

○小関委員（やまがた女将会）

女将会の中で、この受動喫煙防止について、この間に会員皆での話し合いの機会はなかったため、私個人の意見としてお聞きいただきたい。

この受動喫煙防止というのは、当然必要なことではあり、賛成しているが、実際にはお客様はいろんな嗜好があり、そのお客様の立場を尊重していくうえで、はっきり建物内完全禁煙とは言い切れない職業である。先ほど、県遊技業協同組合さんから、楽しみとして喫煙している人たちがお客様という話があったが、私ども旅館業も、観光旅行を楽しむであるとか、ゆっくり、リラックスしたい、好きなものを食べたり、飲んだり、タバコを吸いたいという希望のあるお客様もいることから、完全禁煙は現状難しい状況にある。例えば、明日からこの客室を禁煙にしますといっても、何十年も喫煙可能として使っていた客室は、空調設備や客室内の状況などからすぐに対応するというのは無理な状況にある。また、予約した方が、禁煙を希望されても、お連れの方が、禁煙を希望しない場合もあることなど様々な状況があることから、私たちは、分煙から始めている状況にある。

その分煙については、お客様向けの分煙と、従業員の分煙と2段階で考えており、当旅館では、館内には2箇所の喫煙場所、外には、1箇所玄関の脇に設置している。今後、外の喫煙場所など分煙の仕方をもう少し工夫しなければならないと考えている。

○高橋委員長

分煙の定義、仕方は難しい問題である。続いて、山形新聞さんをお願いしたい。

○小林委員（山形新聞社）

山形県民の喫煙の状況、喫煙率について、現状どうなっているのか、最新のデータで教えていただきたい。また、その現状について、前回と比べたときの傾向について、教えていただきたい。

もう一点、本日配布の受動喫煙対策の実施状況資料1-1についての感想となるが、5ページの子どもや妊産婦等を受動喫煙から守る対策の推進において、出前講座を活発に実施しているとのことであるが、一方、前回の委員会の中で、県民に対する受動喫煙のアンケートに「この1ヶ月の中で受動喫煙を受けた経験がありますか」という内容の質問があり、職場というのが一番多く、次に家庭でというのが多く2割ぐらいあったと記憶している。この調査は大人を対象にした調査であったが、この結果から同時に子どもが受動喫煙にさらされているのではないかと懸念している。このことを考えると、子どもを通じて、お父さん、お母さんに考えてもらうというような受動喫煙防止という観点で、例えば、子どもに感想文を書いてもらう、その後、子ども、家庭で話し合ってもらおうという内容の出前講座を仕掛けることもいいのではなかったところである。

○高橋委員長

今話のあった喫煙率について、事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくりプロジェクト推進室長）

喫煙率については、大体2割くらいで、東北の中では、山形県の喫煙率は低い状況となっている。もう一つ、子どもさんへの対策の推進として、家庭でという意見をいただいた。どういった形で取り組めるのか即答はできないが、今後検討していかなければならないと感じたところである。

○小林委員（山形新聞社）

2割ということであるが、もう少し詳しくいつ時点の2割なのか、男女別も分かれば教えていただきたい。

◆事務局（貝沼健康づくりプロジェクト推進室長）

平成22年の県民に対する健康・栄養調査及び平成22年の国民に対する健康・栄養調査のデータとなり県は5、6年に一回の調査であることから、データの古くお感じになると思うが、そのデータに寄ると、男性が34.4%、女性が8.3%、総数では20.5%、これに対して、全国の総数は19.5%の状況となっている。

○高橋委員長

全国の男女の割合は。

◆事務局（貝沼健康づくりプロジェクト推進室長）

全国の男性は32.2%に対して県は34.1%、女性は全国の8.4%に対して本県は8.3%総数では全国は、19.5%に対して、県は20.5%の状況になっている。

○高橋委員長

小林委員よろしいか。

○小林委員（山形新聞社）

もう1点だけ、今のデータは平成22年度ということであったが、平成28年度に県民健康・栄養調査を実施したものであったか。

○高橋委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくりプロジェクト推進室長）

県民に対する健康・栄養調査を昨年度実施し、今年度、集計、分析作業を行うこととしており、今年12月若しくは年明け1月ぐらいの時期の完了を予定している。

○高橋委員長

よろしいか。続いて、県保健師長会さんをお願いしたい。

○菅原委員（山形県保健師長会）

保健師長会では、あらゆる機会を捉えて、受動喫煙に関する正しい知識の普及啓発活動や受動喫煙防止教育を実施すること、また、喫煙者への禁煙相談や禁煙治療を進めること、関係機関や団体に声がけするなど柱を掲げて、それぞれの市町村の方法で実施している状況である。

市町村においては、町民の健康も守るという役割の基で保健師は保健活動を実施しており、その中で第2次の保健計画に基づき継続的に推進しているところであり、タバコ関係については、健康被害を防止のため、重点的に実施している。

最上町では、各集落の公民館について、地域の住民の方々、高齢者から小さいお子さんまで活用する施設であることから、子どもたちを受動喫煙から守るという対策の一つとして、公民館長さんを対

象とした受動喫煙防止対策のアンケート調査を実施した。状況として、敷地内禁煙をしているところから、今、話し合いをしている段階というところまでの回答となっている。すべて、建物内禁煙というところを目指しながら、地道に活動している状況である。

妊産婦については、母子保健の観点から母子健康手帳交付から乳幼児健診の機会を捉えて、個別に受動喫煙防止の啓発、禁煙指導を実施をしている。

質問であるが、今回、県で飲食店等の実態調査を実施するということがあったが、どのぐらいの範囲、数、また、どういった形で調査をするのかということをお願いしたい。

○高橋委員長

今、実態調査について質問があったが、事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくりプロジェクト推進室長）

今回の実態調査について、公のデータでセンサスというデータがあり、それによると、飲食店は5,800くらいの件数がありその7割程度を想定している。また、調査の方法については、今年度1年をかけてとなるが、先ほどお配りしているアンケートの内容が固まり次第、6月中旬若しくは6月下旬頃に発送し、それを回収しながら、分析、検討していく内容となる。結果がでるのが、年をはさむ時期ぐらいを想定しており、次回の今年度2回目の委員会を開催する時期には、案内できるのではと考えている。

○高橋委員長

よろしいか。続いて、ジョインセレモニーさんをお願いしたい。

○船田氏（株式会社ジョインセレモニー）

当館では施設の内部で分煙を進めており、前回の委員会以降現状までの取組みの中で一番大きく変わったのが、当社で契約している司会者から、婚礼の場合と宴会の場合は、開始前に「会場は禁煙です」ということを宣言し、「おタバコお吸いの方は、指定の喫煙場所に」ということのアナウンスをいれている。当館の指定の司会者は、喫煙場所をすべて把握するようになっている。社員と司会者の連携により、婚礼は100%の禁煙、宴会についてもほぼ禁煙になりつつある。特にこのような受動喫煙防止、タバコ対策にかかわっている方のほうが、率先して禁煙にする、喫煙場所に足を運んでいただいている状況にある。

当館では、セレモニーホールについても運営していることから、禁煙の次のステップと考えている。

質問であるが、電子タバコをお使いの方が非常に増えている。この数ヶ月で本当に増えた実感しているが、これにどのように対処したらよいのか御教示いただきたい。

○高橋委員長

今、電子タバコの話があったが、どなたか話しされる方は。いかがか。

私もタバコ対策に関わっている者として話をするが、今、電子タバコに飛びつく人が多く、なかなか手に入らない状況もあるようだ。個人的な見解であるが、いずれタバコと認定、おそらくタバコと同じ扱いになるのではと考えている。この電子タバコについては、われわれ禁煙にかかわるグループが勉強会をやって研究しているところである。いずれは正確なデータが出て、電子タバコの評価が出されると思うが、今、この段階では、確定的なことは言えない状況である。

○高橋委員長

よろしいか。それでは、続いて、市長会さんをお願いする。

○金内氏（山形県市長会）

私の方からは3点申し上げる。

まず、1点目であるが、先ほどの市町村管理施設の件に関連するが、各市町村は敷地内禁煙あるいは建物内禁煙に関して、それに反対しているとか、実施しないとっているわけではない。実施するにあたって、いろいろなところと調整をしたり、あるいは建物を改築したりという準備がいるため、是非その辺公表に至るまでの猶予期間をお考え頂きたいというものである。

2点目として、アンケートに関して、今、健康増進法の改正について、自民党等与党と厚生労働省で色々調整している状況にあり、結局やらないことになるか、やることになるかはともかくとして、あと1か月程度の中において、原案等は出てくると考えられるので、実施については、その後でいいのではないかと。法案の中身がどのようになるかで、調査項目が相当変わってくるのではないかとと思うので、法案の成立、施行まで待つとなると大分先となるが、そのスケルトンや法案要綱ができあがったところで、もう1度検討することでよろしいのではないかと。

3点目として、禁煙指導と受動喫煙防止は分けた施策として考えた方がやり易いのではと考えるので、その辺充分御検討、御留意いただきたい。禁煙はあくまで指導、情報の提供であり、受動喫煙防止は、これはまさしく防止であり、この施策はまったく違うものとして、施策の体系は別にして検討されるのが良いのではと感じている。

○高橋委員長

今話しがあったとおり、禁煙指導と受動喫煙防止は違うものであり、私も講演会などで話をする機会があるが、子どもたちには、禁煙指導、幼稚園などの父兄会などでお父さんやお母さんなどに話をする場合は、受動喫煙の危険性や家庭内での対策について話をしている。公共的な話の場合は受動喫煙防止を中心に、個人的な話の場合は禁煙という問題になることから、その辺きちっと分けて考えるといいかと思う。

よろしいか、続いて、もがみ物産協会さんをお願いします。

○津藤委員（株式会社もがみ物産協会）

もがみ物産協会は、JR新庄駅に隣接する「ゆめりあ」という最上広域の公共的な施設の中のお土産をやっている。私のいる職場は、ここにある公共性の高い施設であっても、不特定多数が利用する施設であるが、「ゆめりあ」自体は、建物内禁煙となっている。しかし、喫煙場所が「ゆめりあ」の入口に密接した場所に設置されているため、お客様からは、煙が施設内に入ってくるということで、タバコの煙が気になるという声を頂戴している状況にある。

私個人の取り組みとしては、この委員会の委員として受動喫煙防止に関わっていることから、ステッカーの貼付の普及などに協力しているところであるが、この「ゆめりあ」の喫煙場所に関して、施設の館長と相談し喫煙場所を変更する取り組みも必要なのではと感じているところである。

今後の取組みの中に家庭内における受動喫煙防止という部分が不足しているのではと感じた。地域の区長さんを介して、回覧等で家庭内での受動喫煙防止の啓発を行う取り組みなどを加えていただいたほうがいいのではと思ったところである。

○高橋委員長

出口すぐのところに喫煙場所があるということであったが、これは大きな間違いである。設置場所としてルールがあり、表に喫煙場所をつくる場合には、人が通るところから10mを越す範囲に場所を決めるとされている。このようにルールが定められているので、みんなでそれを守っていただければいいが、出入口のすぐのところに設置しているケースも多い状況にある。

よろしいか、続いて、理容生活衛生同業組合さんをお願いします。

○飛川委員（山形県理容生活衛生同業組合）

私どもの組合は禁煙というよりも分煙を指導している。私どものお店、店舗は小さいお店が多く、喫煙室を設けるのは100%と無理ということで、今年4月各14支部の支部長さんたちに分煙のやり方を指導するよう依頼している。また、今月の21日に県の総代会があり120名ほどの総代さんが集まることから、その際に、私から、分煙のあり方を説明したいと考えている。

○高橋委員長

続いて、やまがた育児サークルランドさんをお願いします。

○酒井氏（やまがた育児サークルランド）

山形育児サークルランドは、子育て支援をやっており、大きなところでは七日町にある「あ〜べ」ですが、建物内の施設であることから、禁煙はほぼ守られている。しかし、嶋地区に出来た「べにっ

こひろば」はかなりの敷地面積があり、敷地内禁煙になっており、張り紙の掲示、チラシの配布、旗を掲げたりしているが、敷地内駐車場に結構の吸殻が落ちている。「べにっこひろば」は親子で遊ぶところなので、親御さんが駐車場で吸っていることが容易に想像できる。

先ほど話のあった出前講座について、歯科医師会さんが実施しているとのことであったが、どのような形で申し込めばいいのか、「べにっこひろば」は土曜、日曜、休日ともなると1～2千の親子が来ることから、ここで出前講座を実施いただくと効果があるのではと思います。

育児サークルランドでは子ども達を守るため、今後も禁煙運動を続けていきます。

○高橋委員長

今話のあった出前講座の件、歯科医師会からお話しいただいてよろしいか。

○村山委員（山形県歯科医師会）

今委員長から話がありましたが、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会さんと四師会禁煙推進委員会というものを作っており、今年度、歯科医師会が当番として取りまとめ役をさせていただいているが、各学生さん、看護師の専門学校あるいは歯科衛生士の専門学校などの将来の医療者、看護師、歯科衛生士に対して、禁煙指導並びに受動喫煙防止指導に、自らが取り組むのだということ根づかせるような指導を出前講座として、今年度は5箇所を実施する予定としている。

また、先週行われた、この四師会禁煙推進委員会の中で、受動喫煙防止のための署名運動をしようということが医師会から提案があり、それぞれ四師会の中で署名を集めているが、歯科医師会では、現在、会員の5分の1は集まっており、期限の5月31日までに、ほぼ全員から集められるよう取り組んでいるところである。

○高橋委員長

続いて、県麺類飲食生活衛生同業組合さんにお願ひする。

○山川委員（山形県麺類飲食生活衛生同業組合）

麺類飲食生活衛生同業組合では10年ほど前から、そばマップ、ラーメンマップにおいて、この店は禁煙の店なのか、喫煙なのか、分煙なのかということマップ上にそのお店の情報として、すべて載せるという形の方向で進めてきた。そば店においては、9割以上が禁煙のお店となっており、ラーメン店もこの委員会が始まって2年ほどになるが、2年前はほぼ3割が禁煙のお店であったが、現在は、5割以上まで増えてきている。当組合としてはこのように禁煙のお店が増えてきているが、先ほどらい話があったとおり、昨年度、受動喫煙防止強化の厚労省のたたき台がだされ、私達の業界だけではなく、飲食店業界全体を考えた場合、飲み屋、居酒屋、バー、スナックなども入っていることから、このまま厚労省のたたき台が法制化されると大変なお店が出てくるということで、われわれも協力して、同じように署名運動をし、全国的に百何十万の署名を厚生労働大臣にお渡ししたところである。

私どもの組合員の話として、11時半開店のラーメン屋さんで小さい女の子を連れて入ってきたお母さんがラーメンを注文し食べている間にお昼になり、サラリーマンがどっと入ってきて、タバコを吸い始めたことから子どもが泣きだしてしまったことから食べずに帰ってしまい、このことをお母さんがネットに書き込みしたことで、そのお店も大変困ったということがあった。

このことから、私どもは、そのお店、お店で、喫煙なのか、禁煙なのかということ店頭表示して、お客様にお知らせしていくということによりお客様が間違えて喫煙できるお店に入らないようにお店を分けていくことが必要であると考えている。タバコを吸う人はなかなか減らないことから、タバコの煙がいやな人は、禁煙のお店を選ぶ、お店を分けていくということを通して、少しずつ変わっていくではと考えている。

○高橋委員長

続いて、県看護協会さんにお願ひする。

○山川委員（山形県看護協会）

看護協会の会館は研修センターになっており、年間を通して、看護師が研修に訪れる会館であることから、館内に禁煙の啓発ポスターや受動喫煙防止宣言をしていることの旗を立てて、来館者にPRをしている。会員向けとしては、協会の封筒に受動喫煙防止宣言をしていることを印刷しての普及啓発、また、新人の看護師を対象とした研修において、禁煙に関するチラシなどを配布するなど啓発活動を行っている。

また、先ほど歯科医師会さんからお話があったとおり、四師会として、看護協会も一緒に活動しており、毎年6月に開催される子育て応援団の行事での禁煙に係る啓発活動、医療を目指す学生などを対象とした出前講座への協力を行っている。

その他、看護職を対象に禁煙の支援研修の開催や5月12日を中心とした看護週間に山形県さんとの共催で健康まつりを開催し、市民の方に受動喫煙防止の啓発などを実施いただいたところである。

加えて、看護協会として、定期的に看護職とタバコという調査を実施しており、調査項目の看護職の喫煙率について、10%以下（前回平成23年度調査13.2%）を目指しており、機会あるごとに、喫煙に関する啓発活動をしながら、今年度中にこの調査を実施したいと考えている。

○高橋委員長

ありがとうございました。各分野で各々の事情の中で、様々な取り組みを行っていることは認めていいのではと感じたところである。今後、次回委員会までに中期目標の評価、また、市町村管理施設の公表等について、事務局において細かく検討し、スムーズな進捗が図らよう対応をお願いしたい。その他、事務局で準備しているものはあるか。

◆事務局（貝沼健康づくりプロジェクト推進室長）

特にありません。

○高橋委員長

他に意見等よろしいか。

◆事務局（阿彦統括監）

先ほどから、受動喫煙と禁煙は別々だという話があったが、決してそうではない部分もあり、家庭内の受動喫煙が多いという背景は、親御さん、家族からの喫煙によるものであり、例えば、ベランダでタバコを吸って戻ってきたときに肺の中に煙が残っているため、これにより受動喫煙にさらされるなどいろいろな状況がある。

資料1-1の5ページの下段に「また、庄内保健所では『庄内地域サポートプログラム』～子育て期～」として記載しているが、これは、庄内保健所から出発して、県内の各保健所において、妊娠期から妊婦健診時に、親御さんの喫煙状況を問診して、禁煙を支援するという取り組み、また、出産後に喫煙を再開する人がいるため、乳幼児健診時においても親御さんの喫煙状況を問診し禁煙支援に取り組んでいるものである。親御さんの禁煙したいという動機付けを高めて、禁煙したいと思っている方には積極的に禁煙外来を進めるなどのサポートを行い、それにより子どもさんにとっては、結果的に受動喫煙防止にもっとも効果的な方法になるという視点から、実施しているものであるので御理解願いたい。

○高橋委員長

もちろん重要なことである。子どもさんの血液からコチニン量を調べることによりどのくらいタバコの煙を吸っているか分かるが、ご両親ともタバコを吸っている場合は断トツに高くなる。次にだれかというとお母さんである。意外に家庭内では、お母さんの煙を吸って受動喫煙しているケースが多く、次ぎにお父さんの順となる。先ほど申し上げたとおり、私は親御さんには、受動喫煙の問題と親御さんの喫煙という問題を両方同時に話をしている。

◆事務局（音山室長補佐）

次回第6回の実行委員会は、今年12月頃を予定している。